

○岡山県テクノサポート岡山条例施行規則

平成七年三月二十四日

岡山県規則第十六号

岡山県テクノサポート岡山条例施行規則を次のように定める。

岡山県テクノサポート岡山条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岡山県テクノサポート岡山条例（平成七年岡山県条例第九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開所時間)

第二条 岡山県テクノサポート岡山（以下「テクノサポート」という。）の開所時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、開所時間を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨をテクノサポートの掲示板に公示するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、指定管理者（条例第四条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、条例別表の一又は二に掲げる施設等を利用に供するために必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、開所時間を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨をテクノサポートの掲示板に公示するものとする。

（平一五規則二二・平一七規則一四七・一部改正）

(休所日)

第三条 テクノサポートの休所日は、次のとおりとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、休所日に開所し、又は臨時に休所日を定めることができる。この場合においては、あらかじめその旨をテクノサポートの掲示板に公示するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、指定管理者は、条例別表の一又は二に掲げる施設等を利用に供するために必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、休所日に開所することができる。この場合においては、あらかじめその旨をテクノサポートの掲示板に公示するものとする。

（平一五規則二二・平一七規則一四七・一部改正）

(利用等の許可の申請)

第四条 条例第六条第一項の規定により、同項各号に定める行為の許可又は許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする者は、指定管理者が知事の承認を受けて定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(平一七規則一四七・全改)

(利用者の遵守事項)

第五条 条例第六条第一項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。利用者の行う催物等のために入所する者も、同様とする。

- 一 テクノサポートの施設及び設備（以下「施設等」という。）に変更を加え、又は特別の設備を設けないこと。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 二 利用の許可を受けた目的以外に施設等を利用し、又は許可を受けた行為以外の行為をしないこと。
- 三 利用の許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。
- 四 利用の許可を受けた設備以外の設備を利用しないこと。
- 五 火災、盗難等の発生の防止に努めること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が指示した事項

(平一七規則一四七・一部改正)

(損壊等の届出)

第六条 利用者は、施設等を損壊し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者に届け出てその指示に従わなければならない。

(平一七規則一四七・一部改正)

(利用等の終了の届出)

第七条 利用者は、施設等の利用又は許可を受けた行為を終了したときは、速やかに指定管理者に届け出なければならない。

(平一七規則一四七・一部改正)

(利用料金の減免)

第八条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて定める基準に基づき利用料金（条例第九条第一項に規定する利用料金をいう。次項において同じ。）を減免することができる。

- 2 利用料金の減免を受けようとする者は、指定管理者が知事の承認を受けて定める利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(平一七規則一四七・全改)

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、テクノサポートの管理に関し必要な事項は、別に定める。

(平一七規則一四七・旧第十条繰上)

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成九年規則第四〇号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の次に掲げる規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

二十四 岡山県テクノサポート岡山条例施行規則

附 則（平成一五年規則第二二号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第一四七号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。